

金沢労働基準協会 ゼロ災プロジェクト リスタート

令和新時代の安全衛生自主活動のより災害ゼロの実現を目指します

金沢労働基準協会ゼロ災プロジェクト実施要綱

1. 趣旨

中央労働災害防止協会がゼロ災害全員参加運動(ゼロ災運動)を始めて半世紀となった令和の時代にも「安全第一」で企業活動による災害ゼロを地域ぐるみで実現しようとするものです。

2. 目的

会員事業場の自主的安全衛生活動の状況を把握し、事業場が無災害日数を記録することで、災害ゼロのモチベーションを高め、さらに中小企業無災害記録証授与と全国安全週間と全国労働衛生週間での優良企業表彰で顕彰し、安全衛生意識高揚の講座、安全衛生担当者の講習会や交流会による安全衛生管理水準の向上と自主活動の活性化を図ることを目的とします。

3. 安全衛生活動自主点検表送付

全国安全週間と全国労働衛生週間の機会に、各事業場の安全衛生自主活動の実施状況を把握する自主点検表を会員事業場に送付し、集計する。

4. 中小企業無災害記録証授与制度の活用促進

まず、毎月の無災害日数を記録することを推奨します。次に、毎月の無災害日数の累計が基準に達したら、協会に「中小企業無災害記録証」授与を申請することを援助します。 被授与企業を協会だよりや協会ホームページで紹介しその実績を讃えます。

5. 全国安全週間・全国労働衛生週間の事業場訪問指導

全国安全週間と全国労働衛生週間の週間中に会員事業場(まずは部会委員事業場)と週間協力 団体からの表彰推薦候補の優良事業場を部会と委員が訪問し、優良な活動を確認し、安全衛生 担当者との意見交換の場で、改善できる点を指導する。

6. 全国安全週間・全国労働衛生週間の表彰推薦

安全衛生活動自主点検と事業場訪問指導で確認された安全衛生管理の優良事業場を金沢労働 基準協会会長賞、石川県労働基準協会連合会の会長賞に推薦する。

7. 安全衛生出前講座と新規安全衛生業務担当者研修の実施

「安全専一百年の軌跡」の講座による安全衛生自主活動の啓蒙と「新規安全衛生業務担当者研修 労働安全衛生法のポイント」により安全衛生法令の基礎知識を学ぶ講習会を開催します。













金沢労働基準協会

ゼロ災プロジェクト

社長の楽しみゼロ災記録

課長の自信ゼロ災記録

みんなで創るゼロ災記録

1973年にゼロ災害全員参加運動(ゼロ**災運動**)は、中央労働災害防止協会が、アメリカの全 米安全評議会(NSC)の「Zero in on safety」(安全に照準を合わせよ)というキャンペーンの 考え方を取り入れ、スタートしました。

それから半世紀近く、多くの会社が創意工夫と弛みない努力で無災害記録を作り続けています。 もしも事故が起きたたら猛省して、またやり始めるリスタートの勇気が無災害記録をつくります。



【ゼロの原則】

死亡災害・休業災害がなければよいというだけではなく、 職場や作業に潜むすべての危険を発見・把握・解決し、根底から労働災害をゼロにしてゆきます。

【先取りの原則】

究極の目標としてゼロ災害・ゼロ疾病の職場を実現するため、 事故・災害が起こる前に、職場や作業にひそむ危険の芽を摘み取り、安全と健康を先取りします。

【参加の原則】

職場や作業にひそむ危険を発見・把握・解決するため、 全員が一致協力してそれぞれの立場・持ち場で自主的、自発的にヤル気で問題解決行動を実践します。

【トップの経営姿勢】

安全衛生は、トップのゼロ災害への思いから始まる。「働く人一人ひとりが大事だ」、「一人もケガ人は出すまい」という人間尊重の決意から運動は出発します。

【ライン管理の徹底】

安全衛生を推進するには、管理監督者 (ライン) が作業の中に安全衛生を一体 に組み込んで率先垂範して実践する「ラインによる安全衛生管理」が不可欠 です。

【職場自主活動の活発化】

一人ひとりが危ないことを危ないと気付き、自主的、自発的にヤル気で安全 な行動をするような実践活動が、職場の日々の安全を確保します。



金沢労働基準協会ゼロ災プロジェクトにご協力ください。

まず、始まりは、毎月の無災害日数を記録することです。

無災害記録は、休業1日以上の災害等が発生した日の翌日から起算します。(ただし、休日など 労働しない日は除く。)休日出勤や半日稼動等も1日として数えます。毎月の無災害日数とその月 の労働者数を記録していきます。例えば、最後に労災事故があったのが、令和2年6月22日だと すると、未災害日数の記録は次のようになります。

連番	年月	所定労働日数	月末労働者数	無災害日数累計 6日	
1	令和2年6月	6 日	89 人		
2	令和2年7月	21 日	89 人	27 日	
3	令和2年8月	19 日	89 人	46 日	
4	令和2年9月	20 日	90 人	66 日	

次に、中災防の中小企業無災害記録証を貰ってください。

中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けられています。 この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、是非この制度をご活用ください。

中小企業無災害記録証授与制度のあらまし

表彰の対象となる事業場は、次の要件をいずれも満たしている事業場です。

中小企業に属する事業場

(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業)

労働者が10人以上100人未満の事業場

無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない無災害の勤務日数が別表の業種別規模別の日数に達した場合に無災害記録の対象となります。

なお、この無災害記録における休業災害とは、<mark>休業1日以上の災害</mark>と<mark>身体障害の残った不休災</mark> **害**をいいます。また、通勤災害は基本的には業務上における災害となりません。

無災害記録日数とは

無災害記録日数は事業場の業種と労働者数の規模によって定められています。

記録は第1種から第5種までの5段階あり、記録日数は別表のとおりです。

無災害記録の起算は

事業場の事業開始の日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算します。 (ただし、休日など労働しない日は除く。)

なお、何らかの操業が行われた日(休日出勤・半日稼動等)も1日として数えます。

労働者数はどう算出するか

労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属しているすべての労働者について行います。 無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、 期間中の毎月末現在の労働者数の平均をもってその事業場の労働者数とします。

記録の申請の仕方は

申請書(別紙様式-1 及び別紙様式-2) (Excel) を作成し、各都道府県労働基準協会(連合会) を経て申請します。現在達成している最上位の種別の記録証について申請するものとします。

過去にさかのぼって複数の種別の申請をするこ とはできません (例:3種の申請の際に1種や2 種も申請するなど)。

記録証の授与

申請内容が規程に合致した事業場には、

中小企業無災害記録証と副賞(表彰楯)

が授与されます。



		第	種	中小企業類	帐 災	害記録証申	請書			L
								令和2	年9月18日	
	事業場の名称				1	白山工業株式会社				
代 表 者 又は 事業者職氏名				1	代表取締役 山名 知義 印					
₹929-1105				石川県かほく市横山ヨ102番8						
	事業場の所在地				- (TEL 076-285-	3011			Ī
	所轄労働基準 監督署名	金沢労	備基準監督署	企業の資本の額 又は出資の額		4000万円	企業 金		80	2
申請事業緣の業種 *1							申請事業場の 平均労働者数			
			金属製	品製造業				80)	2
記錄起算年月日				1	配錄樹立年月日 *3				申請日ま* 継続日数	
平成29年4月11日					令和2年3月15日			710	3	8
F	年月 *6	労 働 日 数	月末における 労 備 者 数	果計	番号	年 月	労 働 日 数	月末における 労 備 者 数	果計	
1	平成29年4月	13	80	13	7	平成29年10月	21	79	136	
2	平成29年5月	20	81	33	8	平成29年11月	20	78	156	
3	平成29年6月	22	81	55	9	平成29年12月	21	78	177	
4 平成29年7月		21	80	76	10	平成30年1月	19	78	196	
5	平成29年8月	19	80	95	11	平成30年2月	19	79	215	
3	平成29年9月	20	80	115	12	平成30年3月	21	79	236	
	上記記録	を樹立し	たことを確認っ	たる。						
						令和	年 月	B		
			協会名	公益社団法	人石	川県労働基準協	会連合会	=		
			代表者	代	麦理	事(会長) 中 村	俊二		(a)	
	*1 別表・「中小企業	無災害却級	日数表けが該当	する業績を選択す	スート					-
	*2 無災害記録継続	期間中の月	末労働者数の平均	匀(小数点以下切割			:			İ
	*3 申請の対象となる *4 申請の対象となる									ł

金沢労働基準協会では、中小企業無災害記 録証の申請をお手伝いしております。

中央労働災害防止協会

各都道府県労働基準協会(連合会)

銅種

▶ 記録証授与

┵ 記録証授与

申請 🖣

申請 🛖

《事業場》

次のデータを金沢労働基準協会に送って下 されば、申請書の案を簡単に作ることができ ます。

- ① 事業場の名称
- ② 代表者又は事業者職氏名
- ③ 事業場の所在地
- ④ 企業の資本の額又は出資の額
- ⑤ 企業全体の所属労働者数
- ⑥ 申請事業場の業種
- ⑦ 申請事業場の平均労働者数
- ⑧ 最後に起きた労災事故の年月日
- ⑨ 会社の休日カレンダー

事業場の「年間カレンダー」と「最後に 起きた労災事故の年月日」が分かれば、 月別無災害日数表が作れます。後は、 毎月の労働者を記載すれば、いいだけ です。ぜひ協会へご連絡ください。

一般社団法人 金沢労働基準協会

FAX076-224-2554 TEL 076-232-2976

〒920-0031 石川県金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301号

営業時間 9:00~17:00 定休日 土曜·日曜·祝日

一般社団法人金沢労働基準協会は、労働保険事務組合や各種講習を通じて職場の環境づくりを応援します。

安全衛生の出前講座を始めます



安全第一の掛け声から始まった「労働災害防止自主活動の百年の歴史」を説明します。 安全衛生の先達は、「指差称呼」、「整理整頓」、「ヒヤリハット」、「危険予知活動KYT」など創意 工夫で労働災害の防止活動に取り組み、災害の減少を実現してきました。



金沢労働基準協会では、事業場の安全衛生活動についてより理解を深めていただくため、「労働災害防止活動の百年の歴史」を説明する「安全衛生出前講座」を始めることにしました。

会場・費用 会場については、申込団体でご用意ください。

※会場設営経費などが必要な場合は、申込団体や企業でご負担願います。

職員の派遣に関する費用は、講師謝金1回1万円と講師交通費の実費のみです。

実施対象

金沢地区の事業場の皆さまが実施する安全衛生の研修会や社員の勉強会、

事業者団体が開催する産業安全衛生の研修会、安全衛生大会が対象となります。 ご希望の日時を第3希望までお申し出ください。

開催日時

講師と日程調整の上、決定します。土・日・祝日・夜間の開催はできません。

講座の所要時間は1時間から3時間程度ですが、調整は可能です。

申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、開催希望日の1カ月前までに郵便またはFA Xで金沢労働基準協会までお送りください。折り返し、ご連絡いたします。

◆申込書のダウンロード◆当協会ホームページ「出前講座案内」申込書(ワード) 出前講座終了後、当協会より請求書をお送りいたします。

支払方法

講師紹介

講師は、金沢労働基準協会専務理事の西坂正彦が務めます。



金沢労働基準協会専務理事の西坂正彦

略歴は、昭和30年、金沢市武蔵町生まれ。金沢泉丘高校から早稲田大学法学部を 出て労働基準監督官に任官。福島局、公共企業体等労働委員会、労働省労働基準 局、神奈川局、奈良局を経て、石川県に帰る。石川労働局及び県内各労働基準監督 署に勤務し退官後、金沢労働基準協会事務局長、令和2年から専務理事。

お申し込み・お問い合せ先

-般社団法人 金沢労働基準協会 FAX076-224-2554 TEL 076-232-2976

〒920-0031 石川県金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301号

営業時間 9:00~17:00 定休日 土曜·日曜·祝日

一般社団法人金沢労働基準協会は、労働保険事務組合や各種講習を通じて職場の環境づくりを応援します。

金沢労働基準協会の「新規安全衛生業務担当者研修 労働安全衛生法のポイント」

1. 目的

働き方改革における労働法制の見直しでは、時間外労働の上限 規制、労働時間の把握義務など労働安全衛生法の改正が行われました。

各種の法令講習では、関係法令の講習時間は短く、安全衛生業務の基本となり根拠となる労働安全衛生法の諸規制の内容を理解しておくには不足なのが実情です。

当協会は、協会のゼロ災プロジェクトの一環として、労働安全 衛生法の基礎知識を身に着ける研修会開催することといたしまし た。

まだ、開催日は会場の予約ができず未定ですが、各事業場の安全衛生業務担当者を受講させて頂きますようご案内致します。

2. 対象者

事業場において、労働安全衛生法等に基づく安全衛生管理の実務を担当される方等。

3. 日 時

毎年5月を予定 講習時間は、午前10時~午後3時の4時間です。

4. 会 場

石川県地場産業振興センター(金沢市鞍月2丁目1番地)の予定です

- **5. 定 員** 50名 (新型コロナウイルス感染症の状況次第)
- 6. 研修カリキュラム
 - (1) 労働安全衛生法の目的と安全衛生管理体制 1時間
 - (2) 危険または健康障害の防止措置、危険物・有害物規制など 1時間
 - (3) 労働者の就業に当たっての措置、健康の保持増進その他 1時間
 - (4) メンタルヘルス対策、リスクアセスメント 1時間

交通労働災害防止ガイドラインなど

合計 4時間

7. 受 講 料

1人につき協会会員 ¥5,000円(テキスト含む、税込み) 非会員 ¥6,000円(テキスト含む、税込み)

8. 申込方法

受講申込書に所定事項を記入のうえ、郵送又はFAXにてお願いします。

申込先 〒920-0962 金沢市広岡 2 丁目 13 番 23 号 AGS ビル 301 一般社団法人金沢労働基準協会

TEL(076)232-2976 FAX (076)224-2554

9. 受付期間

令和3年4月中予定(但し、定員になり次第締め切ります。)

一般社団法人

FAX076-224-2554 TEL 076-232-2976

金沢労働基準協会

〒920-0031 石川県金沢市広岡2丁目13番23号 AGSビル301号

営業時間 9:00~17:00 定休日 土曜·日曜·祝日

一般社団法人金沢労働基準協会は、労働保険事務組合や各種講習を通じて職場の環境づくりを応援します。

労働安全衛生法の ポイント 201748

